

○宮崎大学農学部附属フィールド科学教育研究センター地域協議会規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成22年7月20日 平成22年10月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学農学部附属フィールド科学教育研究センター規程第12条第3項の規定に基づき、地域との連携活動を推進するために宮崎大学農学部附属フィールド科学教育研究センター（以下「フィールドセンター」という。）に置く地域協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 地域協議会は、フィールドセンターへの地域からの提言、要望について協議する。

(組織)

第3条 地域協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 地域関係者

(2) 学内教員

2 前号第1号の委員は、フィールドセンター運営委員会の推薦に基づき、第2号の委員は、フィールドセンター長の推薦に基づき、学部長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 地域協議会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の出席)

第6条 地域協議会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

(報告)

第7条 委員長は、協議の結果をフィールドセンター長に報告するものとする。

(事務)

第8条 地域協議会の事務は、フィールドセンター事務係において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。